

2013 年 4 月 1 日

みずほコーポレート銀行（中国）有限公司

中国アドバイザー一部

—労働・社会保障政策関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（ 第 258 号 ）

上海市人的資源社会保障局、 最低賃金の引き上げを発表 11.7%増の 1,620 元に調整

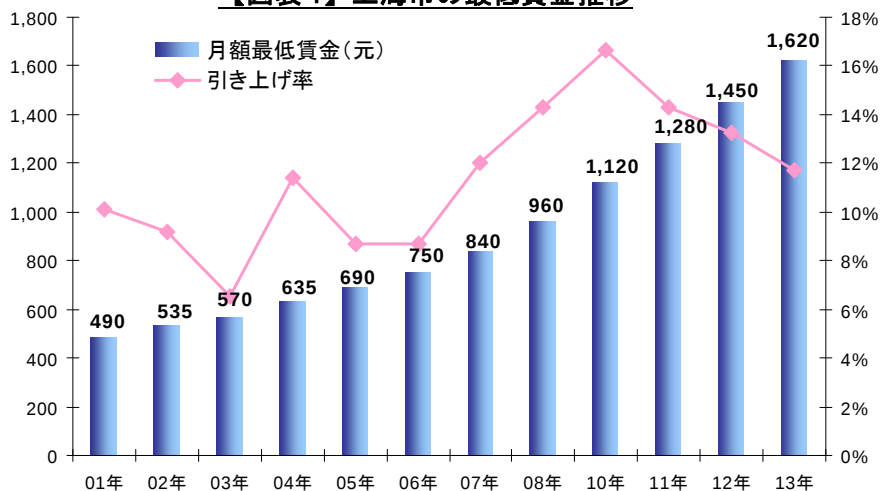
平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

上海市人的資源社会保障局は、2013 年 3 月 28 日付で『当市の最低賃金基準の調整についての通達』（滬人社綜発[2013]16 号、以下『通達』という）を公布し、上海市の月額最低賃金基準を 2013 年 4 月 1 日より 1,620 元とすることを発表しました。上海市の最低賃金基準の調整は 4 年連続で、2012 年 4 月に調整された 1,450 元から 11.7%の引き上げとなります。また、時間最低賃金基準（非正規労働者の時間賃金）も従来の 12.5 元から 14 元に引き上げられます。

上海市は 2000 年以降、金融危機発生直後の 2009 年を除き、最低賃金の引き上げを毎年実施しています（図表 1 参照）。今回の引き上げ率は昨年の 13.3%を若干下回ったものの、6 回連続の 2 ケタ増となります。2012 年の上海市 GDP 成長率は前年比 7.5%増と、全国で最低の水準に留まっていますが、最低賃金の引き上げを継続することで、所得の底上げと収入格差の是正を図る姿勢を明確にしています。

なお、上海市の最低賃金基準には、①残業手当、②深夜勤務や危険作業に係る特別手当、③個人負担分の社会保険料・住宅積立金、④食事・通勤・住居などに係る諸手当、が含まれていないため、これら手当等を除いた支給額が最低賃金基準を上回っていません。

【図表 1】上海市の最低賃金推移



※2009 年は金融危機のため調整を実施せず
（出所：上海市人的資源社会保障局、CEIC）

□ 速いペースの引き上げ続く

中国では、各地で最低賃金の引き上げが進んでいます。人的資源社会保障部は2011年6月に公布した『人的資源および社会保障事業発展の第12次五カ年計画要綱』（人社部発[2011]71号）で、第12次五カ年計画期間中（2011～2015年）における最低賃金基準の引き上げ率を年平均13%以上に、最低賃金基準を都市就業人員平均賃金の40%以上にする目標を設定。一方、2012年11月に開催された中国共産党第18回大会において、胡錦濤・前党総書記が2020年までに1人あたりの国民所得を2010年比で倍増させる目標を掲げています。また、国務院が2013年2月3日付で公布した『発展改革委員会等の部門による「収入分配制度改革の深化についての若干意見」の批准・転送の通達』（国発[2013]6号）では、所得倍増や最低賃金の「40%以上」の目標を再確認しています。

こうした方針を受けて、中国の最低賃金は今後も速いペースで伸びていくとみられます。人的資源社会保障部は、2012年中に25の省が最低賃金の引き上げを実施し、その平均引き上げ率は20.2%に上ったことを明らかにしています。2013年に入ってから上海市のほか、北京市、山東省、浙江省、広東省、深圳市等の計13省市で最低賃金が引き上げられています。

中国各地域の最低賃金標準は、各省・自治区・直轄市と一部の市が発表しています。北京市や上海市は全市統一の基準となっていますが、2013年1月に引き上げを実施した浙江省は、4つの基準額（1,470元、1,310元、1,200元、1,080元）を設定しており、省内の「各市は、所轄県（市・区）の経済社会の発展水準、住民の生活水準および雇用組織の受入能力等の実情に基づき、当地の最低賃金標準を選択、確定し、公布」（『浙江省人民政府による全省の最低賃金標準の調整についての通達』〔浙政発[2012]101号〕）することとしています。他の省や自治区でも、省内の経済格差が大きいことを反映して複数の基準を設定しており、地域により適用される基準額が異なっています。

なお、最低賃金標準は『最低賃金規定』（中華人民共和国労働社会保障部令第21号）により、少なくとも2年に1度の調整が義務付けられています（第10条）。

*

2013年3月末時点の中国各省・自治区・直轄市の最低賃金については3ページの図表2を、『通達』については4ページの日本語仮訳および5ページの中国語原文をご参照ください。

【みずほコーポレート銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部 月岡直樹】

【図表 2】 中国各省・自治区・直轄市の最低賃金

※2013 年 3 月末現在

省市	都市	月額最低賃金(元)	時間最低賃金(元)	実施日
上海		1,620	14.0	2013 年 4 月
(広東)	深圳	1,600	14.5	2013 年 3 月
(広東)	広州	1,550	15.0	2013 年 5 月
浙江		1,470	12.0	2013 年 1 月
北京		1,400	15.2	2013 年 1 月
山東		1,380	14.5	2013 年 3 月
(江蘇)	蘇州	1,370	11.5	2012 年 6 月
新疆		1,340	13.4	2012 年 6 月
河北		1,320	13.0	2012 年 12 月
(江蘇)	南京	1,320	11.5	2012 年 6 月
(広東)	珠海/佛山/東莞	1,310	12.5	2013 年 5 月
天津		1,310	13.1	2012 年 4 月
山西		1,290	14.0	2013 年 4 月
河南		1,240	11.7	2013 年 1 月
江西		1,230	12.3	2013 年 4 月
甘肅		1,200	12.7	2013 年 4 月
福建		1,200	12.7	2012 年 8 月
チベット		1,200	11.0	2012 年 9 月
広西		1,200	10.5	2013 年 2 月
内モンゴル		1,200	10.2	2012 年 11 月
湖南		1,160	11.5	2012 年 7 月
黒龍江		1,160	11.0	2012 年 12 月
陝西		1,150	11.5	2013 年 1 月
吉林		1,150	10.0	2012 年 10 月
寧夏		1,100	11.0	2012 年 4 月
(遼寧)	瀋陽	1,100	11.0	2011 年 7 月
(遼寧)	大連	1,100	11.0	2011 年 4 月
雲南		1,100	10.0	2012 年 5 月
湖北		1,100	10.0	2011 年 12 月
青海		1,070	10.8	2012 年 12 月
四川		1,050	11.0	2012 年 1 月
重慶		1,050	10.5	2012 年 5 月
海南		1,050	9.2	2012 年 9 月
貴州		1,030	11.0	2013 年 1 月
安徽		1,010	10.6	2011 年 7 月

※各省の最低賃金は、地域別に等級分けされている場合がありますが、ここではその中で最も高い金額（主に省都で適用）を表記しています。

※社会保険料の個人負担分については、最低賃金に含まない場合と含む場合があります。詳細については所在地の人的資源社会保障部門にご確認ください（上海は『通達』にて、含まない旨を明確に規定しています）。

（各地の通達、CEIC、報道に基づき、中国アドバイザー一部作成）

(日本語仮訳)

**上海市人的資源社会保障局
滬人社綜発[2013]16号
当市の最低賃金基準の調整についての通達**

各委員会・弁公室・局、各支配（集団）公司・企業（集団）公司、各区・県人的資源社会保障局、各関連雇用単位：

上海市政府の同意を経て、2013年4月1日より、当市は最低賃金基準を調整する。ここに関連する問題について以下のように通知する。

1. 月額最低賃金基準を1,450元から1,620元に調整する。以下の項目は、月額最低賃金の構成部分としない。
 - (1) 法定労働時間の延長に係る賃金。
 - (2) 中番、夜勤、高温、低温、坑内、有毒・有害等の特殊な労働環境、条件下にある場合の手当。
 - (3) 個人が法に基づき納付する社会保険料および住宅積立金。
 - (4) 食事補助手当（食事手当）、通勤交通費補助手当、住宅手当。
2. 時間最低賃金基準を12.5元から14元に調整する。時間最低賃金は、個人および単位が法に基づき納付する社会保険料を含まない。
3. 月最低賃金基準は全日制の就業労働者に適用し、時間最低賃金基準は非全日制の就業労働者に適用する。

上海市人的資源社会保障局

2013年3月28日

(中国語原文)

**上海市人力资源和社会保障局
沪人社综发[2013]16号
关于调整本市最低工资标准的通知**

各委、办、局，各控股（集团）公司、企业（集团）公司，各区、县人力资源和社会保障局，各有关用人单位：

经市政府同意，从2013年4月1日起，本市调整最低工资标准。现就有关问题通知如下：

一、月最低工资标准从1450元调整为1620元。下列项目不作为月最低工资的组成部分：

- （一）延长法定工作时间的工资。
- （二）中班、夜班、高温、低温、井下、有毒有害等特殊工作环境、条件下的津贴。
- （三）个人依法缴纳的社会保险费和住房公积金。
- （四）伙食补贴（饭贴）、上下班交通费补贴、住房补贴。

二、小时最低工资标准从12.5元调整为14元。小时最低工资不包括个人和单位依法缴纳的社会保险费。

三、月最低工资标准适用于全日制就业劳动者，小时最低工资标准适用于非全日制就业劳动者。

上海市人力资源和社会保障局

2013年3月28日

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言：**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家に相談ください。
2. **秘密保持：**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権：**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責：**
 - （1）本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいさ責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - （2）今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。